お知らせ掲示板

★上士幌町役場　☎01564-2-2111（代表）
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

募集

11 住み続けられるまちづくりを

公営住宅入居者

【町営住宅（ふれあい団地・14区）】

◆**入居資格**
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者

◆**募集住宅①**
D棟1階・52号【平成11年度建設】
2LDK-S（2人以上の世帯または60歳以上の単身高齢者向け）

◆**家賃**（収入区分による）
月額2万2700円～3万3800円

◆**募集住宅②**
E棟1階・71号【平成8年度建設】
2LDK-S（2人以上の世帯または60歳以上の単身高齢者向け）
月額2万1300円～3万1700円

◆**募集住宅③**
F棟1階・78号【平成8年度建設】
2LDK-S（2人以上の世帯または60歳以上の単身高齢者向け）

◆**家賃**（収入区分による）
月額2万1400円～3万1800円

【特公賃住宅（ふれあい団地・14区・高額所得者向け）】

◆**入居資格**
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円以上、48万7000円以下で、町が定める基準に該当する者

◆**募集住宅④**
B棟1階・23号【平成12年度建設】
2LDK-S（2人以上の世帯）

◆**家賃**　月額5万2400円
※所得に関わらず一律となります。

◆**募集期間**
いずれの住宅も5月1日(月)～12日(金)

◆**注意事項**（各住宅共通）
◇募集戸数を超えて申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
◇入居決定後、入居の前に家賃月額3か月分の敷金を納入していただきます。
◇利用できる駐車場は各戸1台分のみです。
◇ペットを飼うことはできません。
◇入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は5月下旬以降になります。

【その他の住宅】
次の住宅は、申込期間を設けておらず、随時お申し込みを受け付けています。入居要件や住宅の状況など、詳しくはお問い合わせください。

◆**新西団地**（2人以上の世帯向け）
◇23号　家賃月額1万1700円～1万7400円

◆**北団地**（世帯人数・年齢制限なし）
現在、入居可能な空室はありません。

◆**単身者住宅「ノースシティ」**（50歳未満の単身者向け）
◇A棟102号、A棟201号、B棟104号、C棟104号、C棟106号、D棟103号
家賃月額2万7200円（一律）

※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当（☎2-4297）まで

3 すべての人に健康と福祉を

要約筆記奉仕員養成講座

聞こえの不自由な方に会話や講演などの内容を文字に変えて伝える要約筆記の方法などの講座を開催します。

◆**日時**　6月6日～7月25日の毎週火曜日※全8回　10時～15時

◆**場所**　帯広市グリーンプラザ（帯広市公園東町3丁目）

◆**申込期間**　5月30日(火)

※お申込みやお問い合わせは、帯広市役所障害福祉課（☎0155-65-4148）まで

16 平和と公正をすべての人に

とかち生活あんしんセンター生活・仕事相談会

毎月第2火曜日15時から16時50分に自立相談支援事業所とかち生活あんしんセンターによる「生活・仕事相談会」がふれあいプラザで行われます。
誰にも相談できずに困っていることがあれば一緒に考えてみませんか？

◆**相談日**　5月9日、6月13日、7月11日、8月8日、9月12日、10月10日、11月14日、12月12日、1月9日、2月13日、3月12日

◆**お申込み・お問い合わせ**
◇電話　0155-66-7112
◇FAX　0155-66-7113
◇e-mail　anshin@tokachi18.hokkaido.jp

◆**予約制となっていますので、必ず事前にお申し込みください。**

※とかち生活あんしんセンターは十勝総合振興局がつくった相談窓口です。地域の関係機関と連携して解決に向けた支援を行います

16 平和と公正をすべての人に

道東一斉すずらん無料法律相談

釧路弁護士会による無料法律相談会です。町主催の町民法律相談とは別の相談会となります。

◆**日時**　5月17日(水)　13時～16時

◆**場所**　山村開発センター第3研修室

◆**相談員**　弁護士　岩田 明子 氏

◆申込期限　5月11日(木)

◇予約制の先着順で、相談時間は1人30分以内です。
※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課広聴担当（☎2-4290）まで

3 すべての人に健康と福祉を

巡回児童相談のお知らせ

帯広児童相談所による令和5年度の巡回児童相談が次のとおり開催されます。

◆**実施日**　第1回　7月3日(月)
第2回　9月11日(月)
第3回　11月6日(月)

◆**会場**　ふれあいプラザ

◆**相談内容**　原則、療育手帳の判定を目的とした相談をお受けします。

◆**対象者**　お子さんと保護者

◆**申込**　実施日の2か月前までにお申し込みください。

※お申し込みやお問い合わせは、保健福祉課児童福祉担当（☎2-4296）まで

スポーツ

3 すべての人に健康と福祉を

フロアカーリング会員募集

◆**練習日**　毎週火・水・木・金曜日9時

◆**場所**　スポーツセンター

◆**会費**　年額1000円

※お申し込みやお問い合わせは、フロアカーリング協会事務局・堂畑（☎2-4062）まで

3 すべての人に健康と福祉を

第1回フロアカーリング協会大会

◆**日時**　5月20日(土)　9時～

◆**申込期限**　5月12日(金)

◆**場所**　スポーツセンター

◆**対象**　小学生以上男女（要協会加入）

※お申し込みやお問い合わせは、フロアカーリング協会事務局・堂畑（☎2-4062）まで

3 すべての人に健康と福祉を

第35回上士幌町パークゴルフ協会杯大会

◆**日時**　5月21日(日)　8時30分開始

◆**場所**　たか台公園パークゴルフ場36ホールストロークプレー、組み合わせは男女混合

◆**競技**　一般男女（ただし、協会員）

◆**対象**　優勝、準優勝、3～5位、他ラッキー賞、参加者全員に賞品。

◆**表彰**

◆**申込期限**　5月15日(月)

◆**申込方法**　たか台公園パークゴルフ場の申込受箱へお入れください
◇主催　上士幌町パークゴルフ協会

※お問い合わせは、佐藤（☎2-3086）まで

お知らせ

17 パートナーシップで目標を達成しよう

上士幌町地域財利用推進方針を改正しました！

上士幌町では、平成22年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」および北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」に基づき、「上士幌町地域材利用推進方針」を策定しました。
この方針では、町内はもとより、十勝管内、北海道の森林から産出され、道内で加工された木材を「地域材」として公共建築物へ利用することを定めておりましたが、この度、国ではカーボンニュートラルやSDGsの実現に向けて、令和3年10月に上記法律を改正し、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に題名を変えるとともに法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大するなど、木材の利用を一層推進する内容が盛り込まれました。
これに基づき、本町の方針についても令和5年4月1日より改正いたしました。
改正後の方針の概要および方針は役場農林課及び町ホームページで閲覧できます。

※お問い合わせは、農林課林産担当（☎2-4293）まで

3 すべての人に健康と福祉を

無料低額診療事業のお知らせ

経済的理由により必要な医療を受ける機会が制限されないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業を実施しています。

◆**こんな方が利用できます**
◇低所得者等で医療費の支払いに困っている方
◇病気や障がいなどで収入が無くなり困っている方
◇失業などで一時的に収入が無くなり困っている方など

◆**減免金額**　診療費の一部または全額

※各医療機関によって異なります。

◆**十勝管内の実施医療機関**　北海道社会事業協会帯広病院、帯広光南病院、十勝勤医協帯広病院、十勝勤医協白樺医院、帯広西病院、帯広第一病院、音更病院

◆**利用方法**　直接、実施医療機関へお問い合わせください。

3 すべての人に健康と福祉を

保険料率改訂のご案内

【協会けんぽ北海道支部からのお知らせ】
令和5年3月分（4月納付分）から健康保険料率は10.29％（マイナス0.10％）、介護保険料率は1.82％（プラス0.18％）となります。皆さまには、引き続き医療費適正化等の取り組みにご協力いただきますようお願いいたします。

会計年度任用職員を募集します

【一般事務補助】　公募人数　1名

◆応募資格　①Word・Excelの基本操作ができる方
②接客応対のできる方
③普通自動車運転免許を有している方

◆待　　遇　月給150,100円以上　社会保険・雇用保険加入

【認定こども園保育教諭】　公募人数　2名

◆応募資格
次の①～③いずれかの免許または資格を有している方
①幼稚園教諭免許および保育士資格
②小学校教諭または養護教諭の普通免許
③保健師、看護師または准看護師の資格

◆待　　遇　月給158,900円以上　社会保険・雇用保険加入

◆雇用期間　採用日～令和６年３月31日（更新有）
◆面接試験　書類審査通過者と日時を相談のうえ決定し、後日通知します。
◆応募締切　随時募集します。
◆提出書類　履歴書（総務課に問い合わせるか、町ホームページに掲載の履歴書をダウンロードし、所定の用紙を使用してください）
◆提出先　総務課 職員担当

※応募やお問い合わせは、総務課職員担当（☎2-2111）まで

※お問い合わせは、全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部（☎０１１-７２６-０３５２）まで

自動車税のお知らせ

■自動車税の納期限は５月31日(水)です。期限内に納めましょう

納税通知書の発送は、５月８日(月)です。

■自動車税は、４月１日現在の登録に基づいて課税されます

次のようなときは、手続きが必要です。

①住所が変わったとき
⬇札幌道税事務所自動車税部および運輸支局で変更手続きを
②自動車を売買したとき
⬇運輸支局で移転登録を
③自動車を廃車したとき
⬇運輸支局で抹消登録を

各種登録手続については、北海道運輸局ホームページ（https://www.wtb.mlit.go.jp/hokkaido/）へ

■自動車税の納税についてのご相談は、十勝総合振興局まで

※お問い合わせは、十勝総合振興局地域政策部納税課（☎０１５５-２７-８５３３）まで

個人情報ファイル簿の公表について

個人情報ファイル簿とは、事務や事業を行うため、氏名や生年月日などの個人情報を容易に検索できるように、体系的に構成した個人情報ファイルについて、その名称や利用する事務、目的などの内容を記載した帳簿のことです。

町がどのような事務でどのような個人情報を取り扱っているか公表する事務ファイル簿（対象者人数１０００人以上）の作成が義務付けられたことから、次のとおり個人情報ファイル簿を公表します。

◆閲覧日時　役場開庁日（平日）
８時30分～17時15分（12時～13時を除く）
◆場所　役場２階　総務課カウンター
※お問い合わせは、総務課庶務担当（☎２-２１１１）まで

6月1日は「電波の日」です

総務省では６月１日を「電波の日」と定め、６月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

総務省北海道総合通信局では、電波の使われ方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。

※電波に関する困りごとやご相談は、総務省北海道総合通信局（☎０１１-７３７-００９９）まで

障がいのある方の相談窓口

町では、障がいのある方やその家族などからの相談に応じる相談支援事業所を開設しています。日常生活のこと、福祉サービスの利用に関すること、人間関係や仕事のことなど、どのようなことでも、まずはご相談ください。

◆事業所名
上士幌町障がい者相談支援事業所
◆窓口
役場保健福祉課内（障がい福祉担当）
☎２-４２９６／ＦＡＸ２-４６３７
◆開設日　月～金曜日（土日祝日除く）
８時30分～17時15分

山火事注意！無断火入れはやめましょう！

林野火災の発生は４月から６月に集中しています。煙草の投げ捨てや焚き火は絶対にしないでください。

◆無煙期間　５月１日(月)～31日(水)までを無煙期間と定め、火入れを禁止しています。

◆火入れの許可
火入れには許可が必要です。無煙期間を除き、火入れの許可ができるのは次の場合です。
①造林のための地ごしらえ
②開墾準備
③害虫駆除
④焼畑
⑤採草地改良

※雑草などに火入れすることは認められません。
◇火入れする場合は、５日前までに申請が必要です（要印鑑）。
◇許可できる期間は10日間です。
◇申請後ただちに許可することはできませんのでご注意ください。
※お問い合わせは、農林課林産担当（☎２-４２９３）まで

森林の所有者届出制度について

森林の土地所有者となった方は、市町村長への事後届出が必要です。

◆対象者　個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

◆期間　土地の所有者となった日から90日以内に届け出をしてください。

◆届出事項　届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写し可）または土地売買契約書など権利を取得したことがわかる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※お問い合わせは、農林課林産担当（☎２-４２９３）まで

野外体育施設４月オープン＜予定＞

施設名	利用期間	利用時間	その他
町民球場	4月下旬～10月	5:00～19:30	野球、ソフトボールの練習および試合（９名以上の利用が必要）
町民テニスコート	4月下旬～10月	5:00～21:30	テニスの練習および試合（４名以上の利用が必要）
町民運動広場	4月下旬～10月	5:00～19:30	野球、ソフトボールの練習および試合
町民サッカーグラウンド	4月下旬～10月	5:00～21:30	サッカーの練習および試合（10名以上の利用が必要）

◆施設の状況により、オープンする時期が前後する場合がありますので、ご了承ください。
※各施設のお申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・スポーツ担当（☎2-3024）まで

上士幌小学校水泳プールオープン！

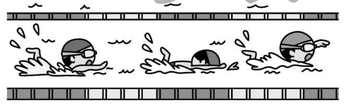

上士幌小学校にある水泳プールは、水温29度、室温30度前後ある温水プールです。

水泳は、体への負担を自身で調整できる有酸素運動です。ダイエット効果もある水中ウォーキングのコースも用意しています。

◆開放期間　５月23日（火）～９月８日（金）＜予定＞
◆開放時間　13:00～16:30／18:00～21:00

記録に挑戦！ あなたはどこまで泳いで（歩いて）行ける？

あなたは、シーズン中にどのくらい泳いでいますか？どこまで泳いでいけるか、挑戦してみませんか！また、水中ウォーキングで歩いた距離も記録の対象となります！

◆内　容
「記録挑戦」に参加希望の方は、上士幌小学校水泳プールでその日に泳いだ（歩いた）距離を、帰る際に『入場者名簿』に記入して下さい。
「氏名」欄は、必ずフルネームで記入してください。

◆実施期間　５月23日（火）～９月８日（金）＜予定＞
※期間中の合計距離が記録になります。
※10km以上（プール往復200回）に到達した方が対象となります。

◆その他
泳いだ（歩いた）合計距離の上位者は、広報誌に掲載します。

※お問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・スポーツ担当（☎2-3024）まで

15 伐採及び伐採後の造林の届出制度について

自分の森林でも、立木を伐採するときは「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

◆**対象者**　森林所有者が自分で伐採し、自分で造林を行う場合は、森林所有者が届け出ます。

　また、伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採するときは、伐採業者等と森林所有者との両者連名で届け出ることとなります。

◆**期間**　伐採を始める90日前から30日前までに提出してください。造林後または林地外転用が終了した日から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出する必要があります。

◆**添付書類**　伐採届の制度改正に伴い次の必要書類添付が義務づけられました。

◇森林の位置図・区域図
◇届出者の確認書類
◇他法令の許認可関係書類（該当する場合のみ）
◇土地の登記事項証明書
◇伐採の権原関係書類（届出者が土地所有者でない場合）
◇隣接森林との境界関係書類

※届け出をしなかった場合や届け出た内容を順守しない場合は、森林法に基づき罰せられ、最大100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※お問い合わせは、農林課林産担当（☎2-4293）まで

15 ヒグマに注意！

山菜採りで山に入ったり、釣りで川に近づく機会が増える季節となりました。ヒグマと出会ってしまうことに伴う事故の未然防止のため、次のことに心がけてください。

◆事前にヒグマの出没情報を確認する
◆一人では野山等には入らない
◆野山等では音を出しながら歩く
◆子グマには特に注意し、絶対に近づかない
◆フンや足跡を見たら引き返す
◆食べ物やゴミは必ず持ち帰る

　なお、ヒグマの目撃情報については町ホームページ（https://www.kamishihoro.jp/）で確認できます。

※ヒグマの目撃情報は、すぐに警察（上士幌駐在所☎2-2151／糠平駐在所☎4-2220）または農林課林産担当（☎2-4293）まで

11 木造住宅耐震診断費用を一部助成します

昭和56年に建築基準法が改正され、建物の構造が強化されています。それ以前の建物であれば十分な強度があるか確認し、補強工事などの検討も対策として重要となります。

◆**耐震診断費の助成対象となる住宅**

①上士幌町内の住宅（過半が住宅であるもの）
②上士幌町に住む方の所有
③昭和56年以前に着工された木造平屋もしくは木造2階建（ログハウスなどを除く）

◆**助成額**
　耐震診断費用の2／3（上限額3万円）

◆**申込方法**
　耐震診断の実施前に、町に申請が必要ですので、事前にご相談ください。

◆受付期間　9月29日(金)まで

※耐震などのご相談やお問い合わせは、建設課建築担当（☎2-4297）まで

※十勝総合振興局でも耐震無料診断を実施しています。詳しくは、十勝総合振興局建設指導課（☎0155-27-8601）まで

16 特設人権相談所の開設

人権相談は、いじめや虐待等の子どもの人権問題、高齢者虐待、インターネット上における誹謗中傷など、とても幅広い内容となっています。事前予約は不要となっていますので、お気軽にご相談ください。

◆**日時**　6月2日(金)
　13時30分～15時30分

◆**場所**　生涯学習センター学習相談室

◆**相談員**　宗像 静香 さん

※お問い合わせは、町民課総合窓口・戸籍年金担当（☎2-4294）まで

3 自転車のヘルメット着用が努力義務化されました

令和5年4月1日から道路交通法の改正により、すべての自転車利用者の自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されます。

　自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないことはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

　自転車での死亡事故の約7割が頭部損傷によるもので、ヘルメットを「着用していない時」の致死率は「着用している時」と比べて約2.3倍も高くなります。

　日々変わり続ける私たちの生活様式で、自転車を利用する方が増えている今、突然起こる思わぬ事故から、自分の安全や命を守るため、自転車に乗る時にはヘルメットをしっかりと着用することが大切です。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当（☎2-4294）まで

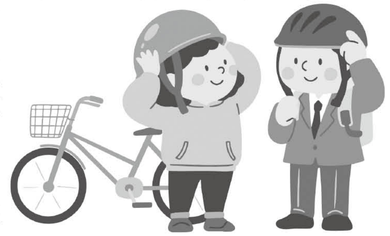

4 ふれあい公園遊具貸し出し

今年も、図書館北側のふれあい公園と生涯学習センターわっか内で遊べる遊具の貸し出しを実施しています。

　ぜひ友達同士、ご家族で遊びに来てください。

◆**貸出期間**　4月1日(土)から翌年3月31日(日)

※外遊び用遊具は4月28日(金)から10月31日(火)まで

◆**貸出時間**　9時～17時

◆**貸出場所**

◇外遊び用遊具　図書館玄関
◇室内用遊具　わっか1階事務室

◆**貸出方法**

◇外遊び用遊具　貸出用紙に、必要事項を記入してください。
◇室内用遊具　事務室にいる職員に声をかけ、貸出用紙に必要事項を記入のうえ遊具を受け取ってください。

※お問い合わせは、生涯学習課社会教育担当（☎2-3024）まで

4 たくさんの仲間と一緒に「ひと月に一度の楽しみ」始めてみませんか？

シルバー学級生 大募集！

令和４年度修学旅行
（道の駅おとふけ見学）

◆対　　象　町内に居住する60歳以上の方
◆開設期間　５月～翌年３月（月１回例会開催）
◆開催場所　生涯学習センターわっかなど
◆内　　容　レクリエーション・健康運動・講話・視察研修など

※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当（☎2-3024）まで

町内在住の子育て世代のみなさん！

令和５年４月１日より

【ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金活用事業】

買い物をしてポイントを貯めると合計10,000円分の商品券と交換！

子育て支援カードを発行しています！

お子さま一人に１枚！

対　象	町内在住の18歳以下のお子さま（2005年４月生まれ以降）を育てている世帯
利用者	「18歳以下のお子さま」本人、またはその「ご家族」のみ
利用方法	①カードを受け取ったら、まず、カードの裏面に署名（対象者氏名）します。 ②バルーンスタンプ加盟店で買い物をしてポイントをためます。 ③500ポイントになったら、商工会事務所で5,000円分商品券と交換！（１枚のカードで２回まで交換できます） ➡ **合計10,000円分の商品券と交換**
申請方法	◆**持参するもの** ①子育て対象世帯であることがわかるもの（乳幼児等・子ども医療費受給者証、住民票など） ②印鑑
申請先	上士幌町商工会
使用期限	令和６年３月31日

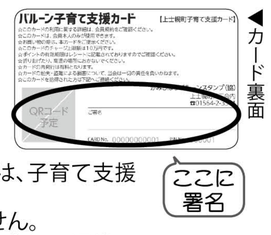

◀カード裏面

※通常のバルーンカードでのＱＲ決済では、子育て支援カードにポイントはつきません。
※紛失などでのカード再発行はいたしません。
※使用期限を過ぎてしまった場合は、商工会にて通常のバルーンカードにポイントを打ちかえます。

※お問い合わせは、かみしほろバルーンスタンプ協同組合（商工会内 ☎2-3314）まで

観光業・商工業関連事業者の観光客受入環境整備を支援します!

無料公衆無線LAN環境整備事業

Wi-Fi

観光業・商工業関連事業者が無料公衆無線LANの整備を行うことで、観光客の受入環境を整え、観光業・商工業の振興および本町の発展に寄与することを目的とし、それに要する経費を支援します。

◆事業概要

事業名	対象経費	補助金額
無料公衆無線LAN環境整備事業(屋内)	事業者が行う、観光客を受け入れるための、**屋内の**無料無線LAN環境の整備に要する経費	1/2以内 限度額 10万円
無料公衆無線LAN環境整備事業(屋外)	事業者が行う、観光客を受け入れるための、**屋外の**無料無線LAN環境の整備に要する経費	2/3以内 限度額 20万円

◆対象者

町内に事業所を有する法人または町内に住所を有する個人事業主のうち、次の(1)～(5)のいずれかに該当し、かつ①と②に該当する事業者

(1)町内で飲食業を営業している事業者
(2)町内でホテル、旅館等宿泊可能な施設を営業している事業者
(3)町内で、バス、ハイヤー、レンタカー業などを営業している事業者
(4)町内で観光振興事業に取り組む事業者
(5)その他町長が必要と認める事業者

① 町税を滞納していない者
② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。

◆提出書類

上士幌町補助金等交付申請書、事業内容が分かる見積書の写し等、町税納入状況調査書その他必要な関係書類。様式は、役場2階商工観光課窓口または町のホームページ(https://www.kamishihoro.jp/)で入手できます。

◆公募期限

令和6年1月31日(水)まで

※お問い合わせは、商工観光課商工担当(☎2-4291)まで

円滑な事業承継を支援します!

上士幌町事業承継支援事業

◆事業概要

事業名	対象経費	補助金額
事業承継支援事業 (税制申請に係る事業)	①特例承継計画の作成経費 ②認定申請支援の代行経費 ③特例適用贈与申告書の作成経費 ④その他必要と認められる経費	2/3以内 限度額 50万円
事業承継支援事業 (株価評価等に係る事業)	①株価評価に係る経費 ②その他必要と認められる経費	1/2以内 限度額 50万円

※補助対象経費につき、地方公共団体または公共的団体から助成を受けるときは、当該補助金額を補助対象経費から控除します。

◆対象者

町内で事業を営む中小企業者(個人事業者含む)で、事業承継を行う者で次に該当するもの

① 町税を滞納していない者
② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

◆提出書類

上士幌町事業承継支援事業計画承認申請書、事業承継計画書、町税納入状況調査書その他必要な関係書類。様式は、商工会窓口または町のホームページ(https://www.kamishihoro.jp/)で入手できます。

◆公募期限

令和6年1月31日(水)まで

※事業の承認には「上士幌町事業承継支援事業補助審査委員会」にて審査を受ける必要があります。

※お問い合わせは、上士幌町商工会(☎2-2339)まで

国民年金インフォメーション

国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できるようになりました!

令和5年2月20日より、国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できるようになりました。自宅にいながら、時間を問わず納付いただけます。ぜひご活用ください。

○ご利用に必要なもの
1、国民年金の保険料納付書
2、スマートフォン
3、決済アプリ

○納付方法
・「領収(納付受託)済通知書」(納付書)のバーコードを、決済アプリで読み取ることで、電子決済できます。
※留意点～バーコードが印字されない納付書(延滞金納付書等)は決済アプリに対応していません。

○対象の決済アプリ
・ａｕＰＡＹ
・ｄ払い
・ＰａｙＰａｙ
・楽天ペイ
・ＰａｙＢ※
※金融機関等が提供するアプリを含む
詳細はＰａｙＢのホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】
・帯広年金事務所国民年金課　☎0155-25-8113
・町民課総合窓口戸籍年金担当　☎2-4294

♠住宅用火災警報器の設置と維持管理を!

上士幌消防署では今年3月、住宅用火災警報器の設置率調査(電話調査)を行いました。ご対応いただいた皆さまに感謝申し上げます。調査の結果、町内の住宅用火災警報器の設置率は77.4%でした。前年より4%上昇しており皆さまに住宅用火災警報器が浸透していると感じております。

また、未設置の方は速やかな設置をお願いします。

【住宅用火災警報器設置場所】
・寝室
・階段(2階建て以上の住宅に居住しており、2階以上にある居室を寝室として使用している方)

♠悪質な訪問販売にご注意を!

不適正な価格・無理強い販売などを行う業者が全国で発生しています。悪質な訪問販売の被害にあわないために、以下のことを覚えておきましょう。

①消防署や役場などの公的機関が、訪問販売で住宅用火災警報器などを売り歩くことはありません。
②消防署や役場が業者に委託をし、住宅用火災警報器の設置又は点検について調査することはありません。
③相手が脅迫的な言動に出たときは警察に通報しましょう。

消防サイレンの試験吹鳴について

令和3年4月より、消防サイレンの試験吹鳴は毎月1日と15日の2回実施しています。なお、災害時の消防団招集は従来どおりサイレンを吹鳴します。そのほか、消防団行事や訓練等でサイレンを吹鳴する場合がございますが、その際は広報誌等で事前に周知させていただきます。

♥上士幌消防署Facebook

上士幌消防署に関する情報や火災予防広報、イベント告知などをFacebookページで随時配信します。

火の用心

【令和5年出動状況】　3月31日現在の出動件数
◆火災出動　1件(うち3月 1件)
◆救急出動　69件(うち3月17件)
※お問い合わせは、上士幌消防署予防係(☎2-2519)まで